

滋賀県立病院経営協議会設置要綱

(設置)

第1条 滋賀県病院事業の業務運営における目標管理等に関する規程に基づき、県立病院中期計画の進捗状況および県立病院の経営に関する重要事項等について、評価および提言等を得るため、滋賀県立病院経営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について評価・提言等を行う。

- (1) 県立病院中期計画の進捗状況
- (2) 県立病院の経営に関する重要事項
- (3) その他県立病院の運営に関し、必要と認められること

(組織)

第3条 協議会は委員9人以内をもって組織する。

- 2 委員は、病院経営または医療に関し学識経験を有する者、および県民の視点から意見を述べることができる者のうちから、病院事業庁長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(会長)

第4条 協議会に会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、病院事業庁経営管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年7月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年5月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年11月30日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

滋賀県立病院経営協議会委員名簿

任期 令和元年10月1日～令和3年9月30日

令和元年10月1日現在

	氏名	所属	役職
	石川 浩三	滋賀県病院協会	会長
	越智 眞一	滋賀県医師会	会長
	菊井津多子	滋賀県がん患者団体連絡協議会	会長
	鹿田 由香	滋賀子育てネットワーク	代表
	田邊 昇	弁護士、医学博士	
	富永 芳徳	公立甲賀病院	名誉院長
	濱中 浩孝	大阪府済生会中津病院	事務部長
	疋田 久美	公認会計士	
	廣原 恵子	滋賀県看護協会	会長

※氏名は50音順